

学校再開通信 その3

「日常的な感染症の対策 “学校の新しい生活様式”」

6月1日（月）からの学校再開に向けて、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～2020.5.22 Ver.1」、練馬区教育委員会の「練馬区立学校（園）の教育活動の再開の4つのポイント」「練馬区立学校（園）感染予防のガイドライン」に従い、次のように感染症の対策に取り組み、子供たちにとって安全で安心できる“学校の新しい生活様式”をつくってまいります。

なお、感染状況に変化があり、国や都、練馬区からの指示があった場合には、変更する場合があります。

1 日常的な予防対策

（1）毎朝の検温および健康観察

- ・教員が、昇降口で東西昇降口に分かれて健康チェックの声かけをします。
- ・家庭で毎朝記録した「健康の記録」をもとに、一人一人の健康観察と体温を学校で記録します。
- ・検温を忘れた場合は、教室で計ります。

（2）3密を避ける

- ・各教育活動では、可能な限り身体的距離を確保し、感染リスクの高まる活動は行いません。密な状況となる行事や集会・朝会等は実施しません。
- ・必要以上のおしゃべりをしないこと、人との距離を一定程度保つ指導をしていきます。
- ・手洗いの流しには並ぶ位置の目安を示します。
- ・教室での机と机の間は、できる限り間隔を空けて設置します。発達段階を考え、4年生以上に飛沫防止のついたてを置きます。

（3）こまめな手洗い

- ・一日5回以上 ①登校後 ②中休み後 ③給食前 ④昼休み後 ⑤下校前に石鹸を使って手洗いをさせます。
- ・流しの使い方のルール（待つ位置の印、うがいをするとき気を付けること）を掲示します。

（4）水分補給

- ・密を避けることと衛生面を考慮し、冷水機の使用はできません。
- ・水筒を持参させてください。（水またはお茶類）
- ・熱中症の危険を回避するために、休み時間ごとに水分補給をさせます。

（5）マスクの着用

- ・児童および教職員はマスクを着用します。

- ・マスク忘れの児童には、昇降口で使い捨てマスクを配布します。
- ・分散登校日初日には、国から支給された布マスクを児童一人につき1枚配布します。
(使用前に家庭で記名しておいてください。)
- ・校庭体育の際には児童の熱中症予防のため、マスクは着用しません。着替えのときに外してチャック付きの袋に入れておきます。移動中のおしゃべりは一斉禁止とし、1m程度の間隔を開けながら移動します。

(6) 換気

- ・常時二方向換気を実施します。気温や室温に合わせて、扇風機も使用します。
- ・冷房使用時は、換気扇を使用するとともに向かい合う窓を開け、休み時間ごとに必ず喚起します。ただし、室外機の熱風が入る教室は廊下の窓は閉めておきます。

(7) 欠席連絡方法

- ・複数の人の手を介することを避けるため、連絡帳の使用は中止とします。連絡方法は次のいずれかにします。

【1 メール info@gakuen-midori-e.nerima-tyo.ed.jp】(登校時刻まで)

【2 FAX 03-5387-2194】

【3 電話 03-3925-7233、03-3925-7236】

- ・欠席連絡以外で本人が担任に渡す連絡帳の使用は従来通りです。(体育の見学、早退、相談等)

2 給食について

- (1) 第3週から午前授業となります。6月15日(月)より給食を実施します。
- (2) 感染予防のため、班の形で向き合って食べることはしません。全員前を向き、飛沫防止のついたてを設置します。
- (3) 配膳時と片付け時は必ずマスク着用します。食前の手洗いも必ず行います。
給食当番は、専用の両手袋を着けます。
- (4) おかわりは担任が手袋を着けた状態で行います。その都度アルコール消毒・マスクを着用します。

3 教育活動時の対策

(1) 身体的距離の確保(密集の回避)

- ・必要に応じて学級を複数のグループに分け、使用していない教室を活用します。
- ・児童の席の間をおおむね1~2m離し、対面とならないようにします。
- ・図工室での学習は、対面とならないよう机の配置を変えます。理科の学習はできる限り教室で行います。理科室での学習が必要なときは、飛沫防止のついたてを置きます。

(2) 各教科等の指導における対策

- ・音楽における歌唱の活動や管楽器(鍵盤ハーモニカ・リコーダー)を用いる活動、および身体接触を伴う活動は行いません。
- ・家庭科においては、調理実習は実施しません。
- ・児童が密集する運動や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動は行いません。

(3) 休み時間の過ごし方

- ・遊具やボールは使用できません。休み時間も密にならないように、校庭や体育館の割り当てをします。

(4) クラブ活動、委員会活動について

- ・クラブ活動（4年生以上）は2学期以降に行います。
- ・委員会活動（5・6年生）は、第3週以降に発足します。今年度は通年で委員会活動を行います。

4 保健室の扱い

- (1) 発熱があった児童には、基本的に養護教諭が看護をします。その場合、養護教諭はフェイスシールドや防護服を着用させていただきます。電話連絡をしますので、すぐにお迎えをお願いします。保健室に長時間休ませることが困難なため、できるだけ早めのお迎えをお願いします。お迎えは校庭側から来てください。
- (2) 保護者が迎えに来るまでは、保健室で休ませます。
- (3) 発熱の児童が保健室にいる場合には、発熱以外のけがや体調不良の児童は、第2保健室（応接室）で他の教員が手当てをします。

5 学校施設内の消毒

(1) 担任または担当者が消毒する場所

- ・教室の机（分散時は一つのグループが下校後）
- ・いす、窓の取手、スイッチ、ロッカーの上、フック

(2) 用務主事が消毒する場所（放課後・休み時間後その都度）

- ・階段の手すり、トイレの個室ドア取手、水洗レバー、トイレットペーパーホルダー、蛇口（トイレ・流し）

6 感染の疑いがあるとき

- (1) お子さんが、PCR検査を行うなど感染の疑いがあることを事前に把握した場合は、学校に必ずご連絡ください。お子さんは出席停止となります。プライバシーに配慮した上で、大泉学園緑小学校の全保護者に感染症発生の旨を通知することになります。また、検査等の結果も通知し、陽性であった場合は、お子さんの学校内での活動状況などに応じて学校の休業を判断します。（教職員の場合も同様となります。）
- (2) 同居の家族などに感染が分かり、お子さんが濃厚接触者となった場合には、状況が明らかになるまでの間、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間の出席停止となります。必要に応じて、プライバシーに配慮し、大泉学園緑小学校の全保護者に対して周知します。
- (3) 出席停止中には、学校が学習課題を配布したり、電話連絡をしたりして、学習支援と心のケアを行います。